

Title	西部公有地処分に関する一考察：ミネソタ州ワセカ郡の場合
Sub Title	Some consideration on the disposition of western public lands : a case of Waseca County, Minnesota
Author	折原, 卓美
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1983
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.76, No.2 (1983. 6) ,p.352(166)- 363(177)
JaLC DOI	10.14991/001.19830601-0166
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19830601-0166

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

西部公有地処分に関する一考察

— ミネソタ州ワセカ郡の場合 —

折原卓美

序 論

西部公有地史の研究は、フレデリック・ターナー以来アメリカ史研究の一分野として定着し、すでに膨大な蓄積がある。そして初期の公有地史研究者は、もっぱら公有地立法の成立過程、すなわち各種の土地法の成立にあたって議会内でいかなる論議がかわされ、いかなる妥協が行われたのか等に主要な関心を払ってきた。この点で彼らの公有地研究は政治史ないし公有地政策史であったと言える。そしてこれらの研究によれば、公有地政策は財政視点から次第に現実の移住者＝開拓農民に寛大な「民主的」政策へと転換が計られて

いったと結論した。

これに対して後続の研究者達は、次第にその実施運用面、つまり成立した公有地法がいかに機能したのか、それは実際の開拓農民に公有地を引き渡すことに結果したのだろうか、それとも土地投機を促進するように機能したのだろうかという点へと問題関心を移していった。そこで明らかになったことは、これらの土地政策は実際の開拓農民に十分な恩恵をもたらさなかった⁽¹⁾ということであった。19世紀中期、連邦政府は先買権法、ホームステッド法等現実移住者に有利な政策を実施する反面、依然現金販売制度を存続させ、また鉄道建設業者への膨大な公有地付与、軍人報奨のための諸立法や農科大学法等による多量の地券発行を続け、依

注(1) アメリカ公有地に関する膨大な研究史を簡潔に整理したものととして Reginald Horsman, "Changing Images of the Public Domain: Historians and the Shaping of Midwest Frontiers", *Indiana Historical Society* 1978; Robert P. Swierenga, "Land Speculation and Its Impact on American Economic Growth and Welfare: A Historiographical Review" *The Western Historical Quarterly*. Vol. VIII, (July, 1977) pp. 283-302; 岡田泰男「ゲイツ教授とアメリカ公有地史」(『三田学会雑誌』63-10, 1970年), 同『公有地制度史の研究』(陽樹社, 1973年)「序論」, 及び鈴木圭介編『アメリカ経済史』(東大出版会, 1972年), 181-188頁補注等を参照。このような初期の公有地史観を定着させた主要な研究書として B. H. Hibbard, *A History of the Public Land Policies*, New York, 1924; P. J. Treat, *The National Land System 1785-1820*, New York, 1910; R. M. Robbins, *Our Landed Heritage: The Public Domain*, Princeton, 1942. 等がある。これに対して, F. A. Shannon, "The Homestead Act and the Labor Surplus", *American Historical Review*, Vol. XLI, No. 4, 1936, pp. 637-651. P. W. Gates, "The Homestead Law in an Incongruous Land System", *American Historical Review*, Vol. 41, No. 4, 1936, pp. 652-681. Homor E. Socolofsky, "Success and Failure in Nebraska Homesteading", *Agricultural History*, Vol. 42, No. 2, 1968, pp. 103-107 などが土地法の実施運用面の実証研究から批判を加えていった。しかし行き過ぎた公有地政策批判に対して、むしろその長所を再評価しようとする動きも出てきた。例えば P. W. Gates, "The Homestead Law in Iowa", *Agricultural History*, Vol. 38, No. 2, 1964, pp. 67-78. Theodore Saloutos, "Land Policy and Its Relation to Agricultural Production and Distribution, 1862 to 1933", *Journal of Economic History*, Vol. XXII, No. 4, 1962, pp. 445-460. 岡田前掲書などがこの系列に属する研究である。

(2) 軍人報奨用地券については P. W. Gates, *History of Public Land Law Development*, Chap. XI; Jerry A. O'Callaghan, "The War Veteran and the Public Land", *Agricultural History*, Vol. XXVIII, No. 4, 1954, pp. 163-168. Rudulp Freund, "Military Bounty Land and the Origins of the Public Domain", *Agricultural History* Vol. XX, No. 1, 1946, pp. 8-18. を参照。また農科大学法はホームステッド法通過後、わずか13日目に議会で成立したが、これは土地投機を助長し、小農の移住を大きく阻害した。この点は公有地政策の性質を検討する上で興味深い。

然土地投機を助長促進することに結果し、現実移住者の公有地取得は妨げられたことを明らかにした。換言すれば、一連の公有地政策は、西部公有地を実際の開拓農民に引き渡すとする政策原則への転換発展という「一貫した」政策体系としてとらえられるべきではなく、むしろ「古い諸政策を維持」しながら「その上に新しいより寛大な政策を重ねていくことによって……よく組織された一貫性のある筋の通った過去の諸政策から……一貫性のない調和を欠いた⁽³⁾体系へと、いわば「性質の異なる土地法の寄せ集め」たる「不調和の体系⁽⁵⁾」へと変質させてしまったと考えられるのである。

本稿では後者の観点に立ち、ケース・スタディとしてミネソタ州ワセカ Waseca 郡を取り上げ、西部公有地処分の実施状況を検討していくことにする。特に同郡を取り上げた理由は、この地域が公有地政策史上で重要な諸立法が打ち出され適用された50年代半ばから60年代末にかけて処分されたこと、またここにはインディアン居留地があり、これが60年代初期に開放されると、盛んに大土地投機が行われるようになったこと等のためである。言い換えれば、同郡が19世紀中期までに実施された一連の公有地政策の縮図たる様相を呈しており、その実施状況を検討する上で極めて好都合な事例であると考えたためである。

使用する史料はミネソタ・トラクト・ブック Minnesota Tract Book, Vols. 114, 115, 125, 126. である。これには、各セクションごとに一筆ずつ（最小販売面積はロット Lot⁽⁶⁾を除けば40エーカー）の取得者名、取得方法、取得年月日、1エーカー当りの評価額（売却価額）、現金購入の場合にはその支払い総額等が記

載されている。従って記帳されている通りに作図していけば、郡内のどの地域がどういう方法で、いつ取得されたのか、また大土地購入者など特定の人物はどの地域をどのような方法で買い占めたのか、その支払い金額は幾らであったのか等を容易に調べることができる⁽⁷⁾。以下で掲げられた図及び表はすべてこのようにして作製したものである。

1. 開拓期ミネソタの経済的背景

開拓期のミネソタは、もっぱら毛皮取引がその主たる産業であり、すでに早くからノースウエスト会社（1783—84年にかけて結成）が毛皮取引所を Detroit, Machinaw, La Point, Prairie du Chien, Fond du Lac⁽⁸⁾等に置いた。狩猟、漁撈、毛皮取引が生活の基盤であり、農業はほとんど未発達の状態にあった⁽⁹⁾。

また1838年まで軍人報奨用地 Military reservation を除いて、ミネソタ全土がインディアンによって支配されていたことも移住を大きく阻害していた⁽¹⁰⁾。しかし1838年の条約によって St. Croix 河とミシシッピ河間の「デルタ」地帯が合衆国政府に譲渡されると、移住が開始され、40年代初めにはすでにセント・ポールに数軒の商店が建ち並び、蒸気船も航行するようになっていった⁽¹¹⁾。

そしてこのデルタ地帯がミネソタにおける最初の公有地販売に付された地域であり、1848年3月14日にウィスコンシンの St. Croix Falls に設けられた地方公有地管轄局で、43万6,737エーカーが市場に売り出された⁽¹²⁾。この地域への移住者達の関心は、豊富なその森林資源

注(3) P. W. Gates, *Fifty Million Acres*, Ithaca, 1954, p. 14.

(4) 岡田前掲書, 7頁。

(5) これについては Gates, *History of Public Land Law Development*, Chap. XVI. を参照。

(6) ロットとは、地勢上の理由から規定の方形に区画できなかった半端な土地を指す。ミネソタは湖水・湿地が各所に散在しているためロットも多数存在する。このロットの位置についてトラクト・ブックから正確に確定することは困難である。従って本稿では、図中においてロットを一括し、別表記するという便宜的方法を取らざるをえなかった。

(7) トラクト・ブックについての詳しい解説は岡田前掲書の巻末の付録「史料について」を参照のこと。

(8) Robinson, Edward Van Dyke, *Early Economic Condition and the Development of Agriculture in Minnesota*, Minneapolis, 1915, p. 27. その後この会社は1816年にカナダ国境南側のすべての毛皮取引所を、American Fur Company に引き渡した。

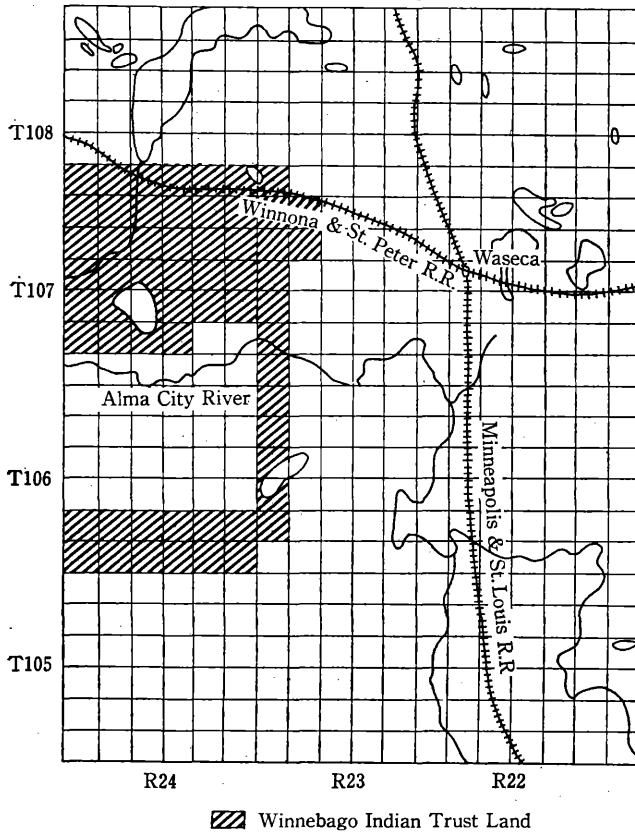
(9) *Ibid.*, p. 27.

(10) *Ibid.*, p. 39.

(11) *Ibid.*, p. 30.

(12) Jarchow, Merrill E., *The Earth Brought Forth, A History of Minnesota Agriculture to 1885*, St. Paul, 1949, p. 45.

附図 Waseca County



Winnebago Indian Trust Land

1879 6/30における営業鉄道

にあり多くの伐木業者が土地を購入した。このため林業が大きく発展し、製材所が St. Croix Falls, Marine Mills, Stillwater, Osceola, Wisconsin, Lakeland, Arcola 等に建設され、またその回りには村落が形成されていった。そしてこれによる食料需要の増大によって、ミネソタにパイオニア農民を創出することにもなった。⁽¹⁵⁾ 1849年秋には St. Anthony でかなりの規模の農場が存在したことが認められるし、St. Paul と St. Anthony 間のプレーリーの大部分が耕作に付され

ていた。ここでの農業は St. Paul と St. Anthony への市場向けの集約的な⁽¹⁶⁾ 農業であったことに特徴がある。

しかし38年のこの土地譲渡は比較的小さな森林地帯に限られており、ミシシッピ河以西、南部及び南東部は依然インディアン保有地であったこと、さらに測量が大幅に遅れたことなどが継続的な移住=開拓を困難にしていた。

ミネソタへの本格的移住が開始されたのは1851年、ミシシッピ河西側及び南半分を合衆国に譲渡するよう求めた Traverse de Sioux 族と Mendota 族との交渉の結果であった。そして1852年6月26日に条約が批准される前に新譲渡地を求めて移住者が殺到し始めた。ミネアポリスからミネトカ Minnetonka にかけて開拓民が散らばっていった。ミシシッピ河及びその支流を遡行していった移住者達は、ミシシッピ河西側に村落を形成した。同時期ミネソタ河を航行する船舶によっても多くの開拓者が運ばれ、彼らは南中央部へ進出していった。⁽¹⁷⁾ これにさらに拍車をかけたのがシカゴ・ロック・アイランド間の鉄道の開通と50年代中期に始まる土地ブームであった。これ

により鉄道完成時の54年初めから57年8月までに年間約3万5千人の割合で移住者が殺到した。⁽¹⁸⁾

しかし移住当初、彼ら多くの者の関心は農業経営にはなく、もっぱら土地価格の値上りにあった。土地の開墾改良は全く無視され、土地価格だけが投機熱の中で高騰していった。けれども1857年恐慌による突然の土地ブームの崩壊は、彼らの関心を農業に向わせることになった。この結果57~60年に耕作地は2倍になり、59年までに⁽¹⁹⁾ 抵当負債は大幅に縮小した。また58年には

注 (13) Robinson., op. cit., p. 39.

(14) Ibid., p. 40.

(15) Ibid., p. 40.

(16) Ibid., p. 43. ミネソタにおける最初の農業生産は、これよりずっと以前にカナダ領レッド河溪谷の Selkirk 居住地から亡命して来た人々によって Fort Snelling 居留地で始められている (Robinson, op. cit., p. 40)。また最初の小麦生産は早くも1820年、Jean Baptist Fairbault なる人物によって行われていた (Jarchow, op. cit., p. 165.)。

(17) Ibid., p. 43.

(18) Jarchow, op. cit., p. 5.

(19) Ibid., p. 9.

西部公有地処分に関する一考察

第1表 ワセカ郡における個人による年度別公有地取得面積（エーカー）

T&R 年度	T105 R 22	T105 R 23	T105 R 24	T106 R 22	T106 R 23	T106 R 24	T107 R 22	T107 R 23	T107 R 24	T108 R 22	T108 R 23	T108 R 24	合 計
55	0	160	0	0	0	0	0	160	0	0	0	0	320
56	636.31	479.57	0	6,400.55	4,516.65	0	5,544.88	4,317.58	0	3,239.51	5,324.28	2,794.06	33,253.39
57	1,811.83	2,872.94	1,595.14	5,428.23	11,015	0	5,198.15	6,920.12	0	5,606.29	8,183.73	6,955.36	55,586.79
58	1,756.39	1,121.76	1,764.27	679.04	280	0	640	560	0	1,161.26	522.19	342.68	8,827.59
59	560	0	320	480	0	0	0	160	0	437	37.2	476.02	2,470.22
60	3,133.75	1,280	1,441.59	2,281.48	918.31	0	1,239.17	3,200	0	5,093.44	2,743.91	2,258.96	23,590.61
61	2,117.36	1,360	5,165.34	1,200	160	0	0	0	0	437.71	0	0	10,440.41
62	799.47	958.65	1,481.93	80	160	0	0	162.24	0	40	0	0	3,682.29
63	1,519.08	1,481.8	2,522.17	280	80	0	560	1,401.79	3,309.16	1,094.12	320	1,694.83	14,262.95
64	400	2,079.2	1,802.32	80	1,192.82	4,166.78	337.8	1,783.23	9,255.79	277.67	80	2,264.22	23,674.83
65	240	560	920	0	317.14	8,934.64	356.93	622.52	3,966.32	137.52	278.84	120	16,453.91
66	200	480	120	237.92	80	2,884.97	124.23	542.57	2,317.73	80	240	222.6	7,530.02
67	0	0	0	240	881.99	5,284.2	205.53	459.2	1,644.02	40	213.57	151	9,119.51
68	0	0	0	80	0	160	260.93	0	120	119.01	0	73.82	813.76
69	0	0	0	240	0	841.15	358.81	40	200	80	40	40	1,839.96
70以降	40	120	0	320	351.63	280	774.95	76	958.78	573.5	432.3	280	4,207.16

T106・R22・Sec1, SE ¼NE ¼, Sec24 SE ¼, T106・R23・Sec6の198.37エーカー分, T108・R22・Sec6, E ½NW ¼, SW ¼NW ¼, Sec13, NW ¼NE ¼, E ½NW ¼, SW ¼NW ¼, T108・R24・Sec7, SE ¼は時期判別不可能のため計算に入れず。またT108・R・24には正確なエーカー数を算出することができないためT109・R・24・Sec31・Lot3も一緒に入れて計算。

Minnesota Tract Book, Vol. 114, 115, 125, 126

早くも余剰農産物の出荷も始まった。⁽²⁰⁾

さらに同年はミネソタが連邦に加入し、州に昇格した時期であり、同時に行政区として准州時代の9つの郡に代って64の郡に分割された。⁽²¹⁾

これから検討するワセカ郡は、以上のような経済的背景の下で50年代中期頃から公有地処分が始められており、州全体から見ると比較的早く入植が始まった地域と言える。これは同郡が落葉樹林帯との境界に接し、開拓農民に必要な不可欠な燃料、囲い、家屋などの材料となる木材が容易に入手できたためであった。概してミネソタ移住者は、こうした有利な条件下にある州南東部から入植していく傾向にあった。ワセカ郡もタウンシップ105-108・レンジ22-24の州南東部に位置し、また地質は融水流水堆積物層のプレインから成っており、排水の便はかならずしも良好ではないものの全体として肥沃な耕作可能地帯に属していた。⁽²²⁾

2. ワセカ郡における公有地処分の特徴

ワセカ郡において本格的な入植が始まったのは、前述したように50年代中期の土地ブームの時期であった（第1表参照）。鉄道付与地、州有地、学校用地等を除いた直接個人を対象に売却された公有地の総面積約21万エーカーの内約9万エーカー、40%余りが56-57年

第2表 ワセカ郡における取得方法別面積及び割合

取得方法	面積(エーカー)	割合(%)
先 買 権	128,632.92	48.03
先買権の内地券	109,438.36	40.86
先買権の内現金	19,194.56	7.17
現 金 購 入	51,941.79	19.40
ホームステッド	17,918.46	6.69
転 換 購 入	297.80	0.11
鉄 道 付 与 地	35,826.63	13.38
地 券	16,476.48	6.15
そ の 他	16,712.36	6.24
総 面 積	267,806.53	100.00

Minnesota Tract Book, Vol. 114, 115, 125, 126より作成。

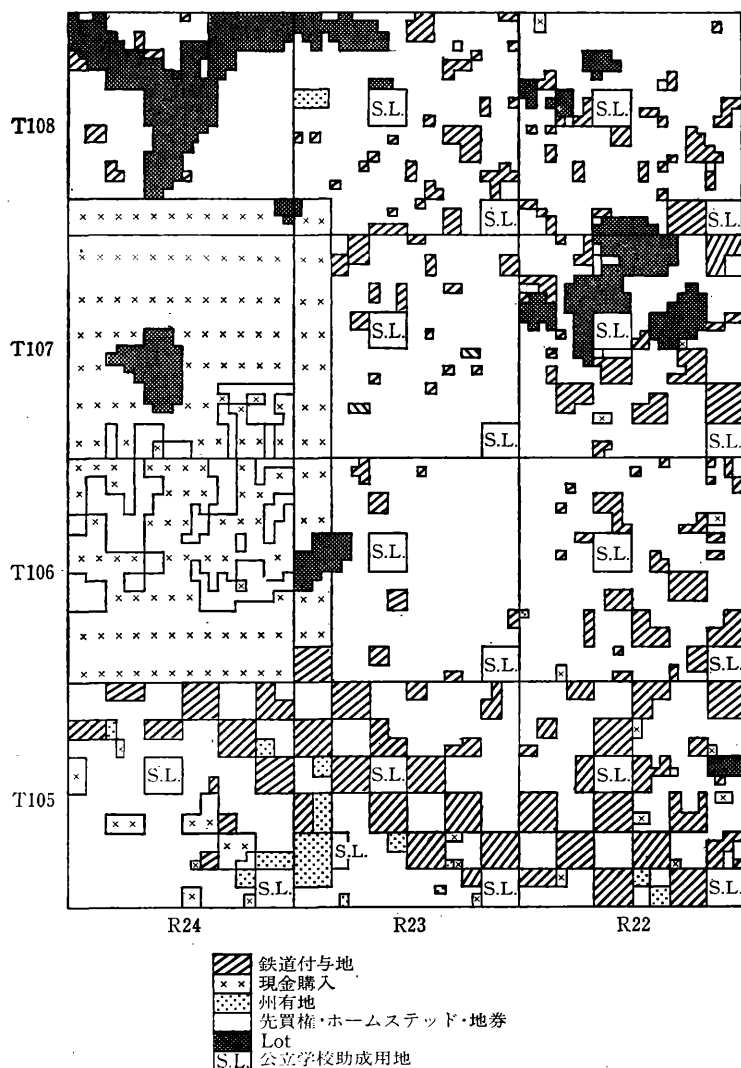
注 (20) Larson, H. M., *The Wheat Market and the Farmer in Minnesota*, New York, 1926, p. 18. 同時期 Chicago Board of Trade は重量に基づいて小麦を三段階に区分する品質基準を設けている (Jarchow, op. cit., p. 170.)。

(21) Jarchow, op. cit., pp. 61-62. Robinson., op. cit., p. 45. なおミネソタが准州になった時期は1849年で、この時第1回准州議会によって9つの郡に区分された (Robinson, op. cit., p. 45.)。

(22) Ibid., p. 80.

(23) Robinson., op. cit., p. 11.

第1図 ワセカ郡における公有地処分



のわずか2年間に売却されたのである。57年恐慌の影響はワセカ郡公有地の販売にも顕著に現われており、58~59年には激減していることがわかる。しかし景気の回復の始まる60年になると再び大規模な土地売却が行われるようになる。このようにワセカ郡においても公有地販売と合衆国全体の経済状態が密接に関連していることが看取されるが、63~65年にかけての活発な

土地販売は、同郡固有の事情に基づくものであった。すなわち、タウンシップ108・レンジ24(以下、T108・R24の如く略す)、T107・R24、T106・R24にかけて附図の如くウイネバゴ Winnebago インディアン居留地が分布していたが、1863年に条約が締結され、これが一斉に販売に付された結果であった。

ワセカ郡全体を取得方法別に分類したものが、第1図及び第2表である。第2表の示す如く、公有地処分にあたって一番重要な役割を果たしたのが先買権法に基づくものであり、全体の約半分がこれによって処分されている。次いで現金購入、鉄道付与地の順であった。ミネソタ全体では1863年までに約8%の公有地が処分されたにすぎず、その結果としてホームステッド法の下で多数の申請が行われたと言われるが、ワセカ郡に関する限り、ホームステッドは転換購入と合わせても7%余りで、それほど重要な役割を果たしたとはいえない。

ところで第1図からも明らかのように、公有地処分の方法には、かなり明瞭な地域差があることがわかる。これは各タウンシップ・レンジ別に公有地処分

方法に従って分類した第3表及びそれを割合で表示した第4表を見るならば、その特徴は一層明白である。すなわち、T106・R23、T108・R22、T108・R23は先買権による処分が全体のほぼ7割を占めているのに対して、T105・R24、T106・R24、T107・R24などはその比率はかなり低い。また鉄道付与地はT105・R22、T105・R23が郡平均よりかなり高いし、

注(24) Gates, *History of Public Land Law Development*, p. 411.

(25) これは、ホームステッド申請者がその土地を抵当に入れて経営資金を得ようとしたり、土地を売却しようとした場合、6カ月の居住の後に先買権に転換すること(これをCommutationと呼んだ)を認めたものである。

西部公有地処分に関する一考察

第3表 タウンシップ・レンジ別、取得方法別面積の内訳（エーカー）

T&R 取得方法	T105 R 22	T105 R 23	T105 R 24	T106 R 22	T106 R 23	T106 R 24	T107 R 22	T107 R 23	T107 R 24	T108 R 22	T108 R 23	T108 R 24
先買権	7,501.21	6,512.97	5,281	15,185.23	16,329.93	5,486.49	11,907.7	15,317.7	1,560	15,693	16,091.31	11,766.38
先買権の内地券	7,156.74	6,231.21	5,114.49	13,384.5	15,222.5	0	10,838.75	13,279.04	0	14,055.51	14,170.46	9,985.16
先買権の内現金	344.47	281.76	166.51	1,800.73	1,107.43	5,486.49	1,068.95	2,038.66	1,560	1,637.49	1,920.85	1,781.22
現金購入	.560	182.82 ⁽¹⁾	1,892.28	202.96	2,706.11	17,505.3	193.51	3,761.38	20,172.8	172.9	692.41	3,899.32
ホームステッド	1,159.08	3,719.28	4,520	1,240	80	0	2,334.8	1,038.93	0	2,131.13	712.3	982.94
転換購入	0	0	0	0	0	0	177.8	80	0	40	0	0
鉄道付地与地券	8,330.04	6,721.95	3,764.78	3,522.79	1,539.34	0	4,262.6	1,521.78	0	2,774.53	2,454.65	934.17
その他	3,753.9	2,499.15	5,439.48	1,039.04	480	0	760	0	0	480	680	1,344.91
その他	1,600	3,478.26	1,519.88	1,839.61	1,478.21	77.1	1,439.97	1,239.91	280	1,255.5	1,784.38	719.63 ⁽²⁾
総面積	22,904.23	23,114.43	22,417.42	23,029.63	22,613.59	23,068.89	21,076.38	22,959.7	22,012.80	22,547.06	22,415.05	19,647.35

(1) Timber culture actの下で取得された40エーカーが含まれる。

(2) セクション2のLot 1, 2, 及びセクション6のLot 3の面積は確定困難であったので除外した。
Minnesota Tract Book, Vol. 114, 115, 115, 125, 126より作成。

第4表 タウンシップ・レンジ別、取得方法別面積比率（%）

T&R 取得方法	T105 R 22	T105 R 23	T105 R 24	T106 R 22	T106 R 23	T106 R 24	T107 R 22	T107 R 23	T107 R 24	T108 R 22	T108 R 23	T108 R 24
先買権	32.75	28.18	23.56	65.94	72.21	23.78	56.50	66.72	7.09	69.60	71.79	59.89
先買権の内地券	31.25	26.96	22.81	58.12	67.32	0	51.43	57.84	0	62.34	63.22	50.82
先買権の内現金	1.50	1.22	0.75	7.82	4.89	23.78	5.07	8.88	7.09	7.26	8.57	9.07
現金購入	2.44	0.79	8.44	0.88	11.97	75.88	0.92	16.38	91.64	0.77	3.09	19.85
ホームステッド	5.06	16.09	20.16	5.38	0.35	0	11.08	4.53	0	9.45	3.18	5.00
転換購入	0	0	0	0	0	0	0.84	0.35	0	0.18	0	0
鉄道付地与地券	36.37	29.08	16.79	15.30	6.81	0	20.22	6.63	0	12.30	10.95	4.75
その他	16.39	10.81	24.26	4.51	2.12	0	3.61	0	0	2.13	3.03	6.85
その他	6.99	15.05	6.78	8.00	6.54	0.33	6.83	5.40	1.27	5.57	7.96	3.66
総計	100	100	99.99	100.01	100	99.99	100	100.01	100	100	100	100

Minnesota Tract Book, Vol. 114, 115, 125, 126, より作成。

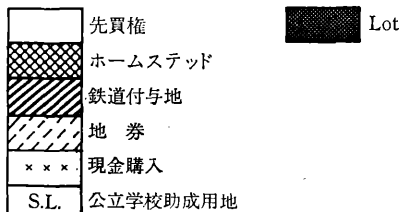
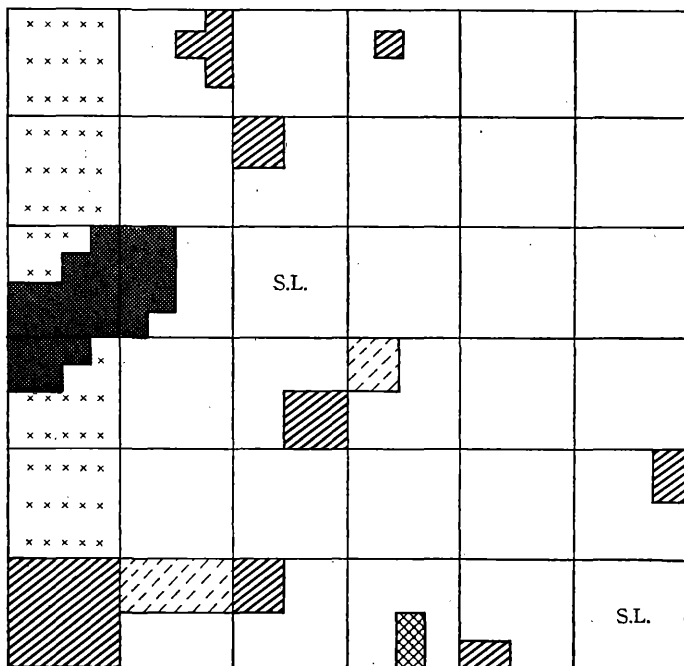
T105・R23及びT105・R24では、ホームステッド法がかなり重要な公有地処分方法であったことに気づく。そして現金購入はT106・R23, T107・R24で圧倒的に高い比率を示している。

こうした処分方法上の極端な地域的偏りはいかなる公有地政策上の原因に基づくのか、また各々の公有地処分を規定した土地法間相互の関連は、その結果から見ていかなる関係を持つのかを、次により立入って検討していくことにする。これが実は本稿の主要な課題であったのである。

3. 先買権取得者と1855年法

前述したように、ワセカ郡公有地処分にあって特徴的なことは、先買権、とりわけ軍人報奨用地券 military land warrant を併用しての土地取得の圧倒的な多さにあった。第2図は、その割合の高いT106・R23を第1図よりもより詳細に処分方法別に区分したものである。まずこの多数の地券併用先買権者の意味するところから検討を始める。

第2図 Township 106, Range 23



元来合衆国政府は、軍隊への入隊志願を奨励すると共に、退役軍人に対する報酬として独立戦争時から西部公有地と交換できる地券を与えてきた。1776年に制定された最初の軍人土地報奨法 **General Land Bounty Act** は大陸軍人に対し、兵士及び下士官に100エーカー、中尉 200 エーカー、大尉 300 エーカー、少佐 400 エーカー、中佐 450 エーカー、大佐 500 エーカー等を与えることを規定した⁽²⁶⁾。同様の立法措置は、1812年戦争、メキシコ戦争等を始めとする種々の戦役に参加した軍人に適用され、これに伴い地券発行高も急増してい

た。例えば、メキシコ戦争に参加した軍人に対して支給された地券は160 エーカーのものが80,666枚、40 エーカーのものが7,583枚に達し、延べ13,209,880 エーカーがこれによってあてられた⁽²⁷⁾。またこれらの地券を利用できる条件も時代と共に大幅に緩和されていった。当初これは軍人報奨用地 **military tract** として指定された所以外は利用できず、また利用者は本人かその正当な相続人に限定されており、譲渡は禁じられていた。しかし、まず1833年3月2日法によって地域的限定が取り除かれ、次いで1852年3月19日法及び1855年3月3日法によって完全に譲渡が承認されるようになった⁽²⁸⁾。

さらに1852年法と1855年法が、先買権者に対して現金の代りに地券を利用することを認めた点は、ワセカ郡公有地処分を考察するにあたって特に重要である。ことに1855年法は地券受取り資格を認める兵役期間を30日から14日に大幅に短縮し、適用資格を一層拡大した。軍人報奨用地

として与えられた7,300万エーカーの公有地の内、約半分がこの55年法の下でなされた⁽²⁹⁾。こうして55年に発行された地券は4分の1セクションが160エーカーに満たない所に対しても160エーカー分の地券が使われねばならないという欠点を除けば、ほとんど **land office money** と同様のものとなった。ワセカ郡において地券を併用した先買権は、そのほとんどが1855年法の下で行われたのである⁽³⁰⁾。

それではなぜワセカ郡公有地の先買権取得にあたって、かくも地券が多用されたのであろうか、その意味

注 (26) Gates, *History of Public Land Law Development*, p. 251.

(27) *Ibid.*, p. 271.

(28) *U. S. Statutes at Large*, Vol. 10, pp. 3~4, pp. 701~702.

(29) O'Callaghan, *op. cit.*, p. 166.

(30) Gates, *op. cit.*, p. 278.

するところは何であったのだろうか。理由はその方がはるかに安く土地を手に入れることができたからである。地券を受取った兵士のほとんどは、遠く離れた西部公有地へ移住することを好まず、むしろかなりの安い価格でもそれをブローカーなどに売り渡す方を選んだ。⁽³¹⁾このため地券を売買する業者が繁盛し、各々の地方公有地管轄局の回りには、これを売る土地代理業者、銀行などの看板が立ち並んでいた。地券の相場が立ち、新聞に掲載された。59年5月の相場によれば、数種類の地券は以下の価格で取引されたと伝えられる。40エーカーの地券は1エーカー当り1ドルで買われ、1.1ドルで売られた。同様にして80エーカーの地券は各々88セント、92セント、120エーカーのものは78セント、82セント、160エーカーのものは82セント、85セントで売買された。⁽³²⁾従ってこの地券を手に入れることのできた者は、政府最低価格の1.25ドルよりも実質的にかなり安く公有地を獲得できたわけである。ワセカ郡における地券を併用した先買権は以上のことを意味するものである。

地券がしばしば土地投機業者の土地買い占めに利用され、実際の開拓農民に対しては利益は少なかったことが指摘されるが、他方でこの55年法は、彼らにより安い価格で土地を得る機会を提供し、その資金の一部を農機具や家畜の購入に回すことを可能にしたのである。⁽³³⁾この意味で55年の土地法は、実際の移住者に基づく西部開拓の促進の原則に合致したものと見える。

ところで1858年までの10年間にミネソタ全体で585万9千エーカーの公有地が売却されているが、この内11万3千エーカーが軍人報奨用地券で取得され、残りは233万5652.79ドルで現金販売された。そして55～57年の土地ブーム期には他のすべての州と准州を合わせたよりも多くの先買権が、この時まで設置されていた Cambridge, St. Cloud, Chatfield, Forest City, St. Peter, Henderson, Buchanan の各地方公有地管轄局⁽³⁴⁾に申請されたといわれる。しかし、先買権法下で

の申請数、取得面積、取得地域などについての詳細は全く不明である。これは、中央公有地管轄局 General Land Office が先買権を「現金販売」の項目に一括して集計してしまったためである。このため先買権法は、その立法上の種々の欠点とあいまってホームステッド法制定までの過渡的立法として位置づけられ、その効果について十分に検討されてきたことは言い難い。けれどもワセカ郡に関する限り、先買権法が移住者の公有地獲得の重要な手段であったことは、この点について今後さらに検討していく余地を残していると言えよう。

4. 大土地購入者と1863年法

ワセカ郡公有地処分にあたって先買権に次ぐ高い比率のものに現金購入がある。しかも第1図からも明らか如く、それが一部の地域に著しく集中している点の特徴的である。これは前述したように、T106・R24, T107・R24, T108・R24にかけてはウイネパゴ・インディアンの居留地があり、これが1863年2月21日法⁽³⁶⁾によって一斉に売り出された結果であった。この現金販売の一番多かったT107・R24を処分方法別に詳細に図示したものが第3図である。

ところで、このインディアン居留地は中央公有地管轄局ではなくインディアン事務局 Office of Indian Affairs によって管理され、これが公有地政策を一貫性の欠くものにした一つの原因となった。一般にインディアン居留地は協定によって、(1)インディアンの個人所有地 Indian Allotment, (2)信託譲渡地 Indian Trust Land, (3)連邦政府所有地, (4)残余のインディアン居留地に分割された。そして(4)を除いて、(1)は自作農化を目的としてインディアンに土地(同郡では80エーカーを供与)を与えるものであり、(2)はインディアンが負った負債を償却する目的でインディアン事務局によって売却された。これに対し(3)は一般の公有地とし

注 (31) Ibid., p. 272, O'Callaghan, op. cit., p. 167.

(32) Ibid., p. 272. 西部の地方公有地管轄局周辺ではニューヨークやワシントンでの価格より3セント余り高かった (Gates, op. cit., p. 279.).

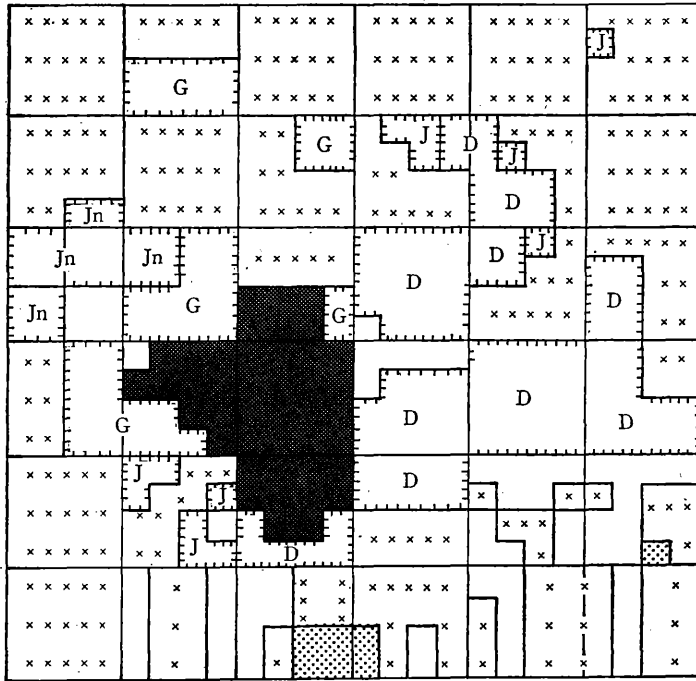
(33) Ibid., p. 257. Jarchow, op. cit., p. 42, p. 54.

(34) Jarchow, op. cit., p. 60.

(35) Donaldson, *The Public Domain*, New York & London, 1884, (reprint 1970) p. 216. 先買権法制定から1880年6月30日までの公有地の「現金販売」は1億6,983万2,564.1エーカーと算定される。これには先買権法、転換購入、Graduation Act, その他の諸立法下での売却が一括して集計されている。

(36) *U. S. Statutes at Large*, Vol. 12, pp. 658~660.

第3図 Township 107, Range 25



x x x x 現金購入
 大土地購入者の取得地 { J... John T. Williams, Jr... John W. Griggs
 G... George W. Ewing, D... Daniel G. Shillock
 インディアン個人所有地
 Lot
 先買権

第5表 大土地購入者及び購入面積、支払い代金

人物名	購入面積 (エーカー)	支払い現金 (ドル)
Daniel G. Shillock	5,963.82	15,266.7
John T. Williams	2,605.2	4,879.29
George W. Ewing	2,551.36	6,414.64
Kendall Thomas	1,802.84	2,253.53
Joseph M'Cutchen	1,479.43	100
Eugene A. Smith	1,279.2	0
John C. Randolph	1,120	2,833.6
William F. Lewis	1,005.23	1,849.3
Ole Oleson	739.42	734.272
John W. Griggs	725.02	1,933.9
John Stile	640	1.12

Minnesota, Tract Book, Vol. 114, 115, 125, 126より作成

注(37) Ibid, pp. 658~660. Gates, *History of Public Land Law Development* p. 452; ditto, *Fifty Million Acres*, p. 63.

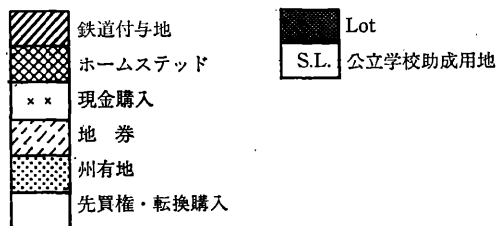
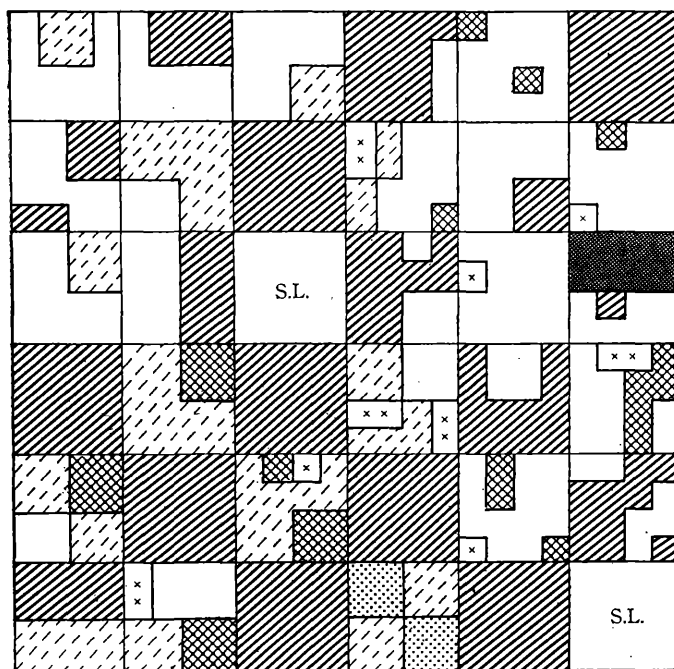
(38) Gates, "The Homestead Law in an Incongruous Land System", *American Historical Review*, p. 660.

て公有地法の下で処分された。重要なことは、直接移住者の対象となる(2)の信託譲渡地(ワセカ郡の信託譲渡地は附図参照)は公有地立法が適用されず、従って先買権法やホームステッド法で土地を取得することができなかったことである。この土地は Secretary of the Interior によって任命された査定官によって評価額が決定され、競売でそれ以上の価格をつけた者にもみ販売された。最小販売面積は4分の1セクションで、地券の利用も禁じられていた⁽³⁷⁾。また(3)の土地は公有地法下で販売されたが、最低価格は1.25ドルではなく、やはり査定官によって評価された価格であった。そしてこれも地券の利用はできなかった。ワセカ郡の場合、この評価額は、2.25ドルと3ドルの事例が最も多いが、これは貧しい開拓農民とてかなり大きな負担であったに違いない。

実際、白人移住者に開放されたインディアン居留地はしばしば優良な土地であり、若干の改良が含まれていた⁽³⁸⁾ので、大土地投機家の好餌となり、開拓民の手には渡らなかった。

第5表は1タウンシップ(640エーカー)以上の土地を取得した人物名及び面積、その際支払った現金総額を示したものである。6千エーカー近くを買い占めたワセカ郡最大の大地購入者である Daniel G. Shillock をはじめ John T. Williams, George W. Ewing らは、その大部分をインディアン居留地の買い占めによって得たものである。これに対して Eugene A. Smith, Joseph M'Cutchen, John Stile, Kendall Thomas らは取得面積の大きさとその支払い金額の少なさからも明らかのように、大部分を地券によって購入しており、従って買い占めた土地がインディアン居留地外であったことがわかる。これについてはさらに後述することにする。いずれにせよ、63年法に基づくインディアン居留地の売却が同郡において大土地所有者の出現をも

第4図 Township 105, Range 22



たらした一大要因であったことは疑えない。

ところで彼らがどのような人物であったかを知ることとは興味深いが、残念ながら知ることはできなかった。しかし、こうした大土地投機家の多くは東部の資本家グループ、その代理人、そして地方公有地管轄局の事務官達であったことは、すでに多くの研究で明らかにされているところである。⁽³⁹⁾

連邦政府は、1841年の先買権法の制定以来、1854年法で先買権法適用地をさらにミネソタ内の未測量地にまで拡大し、またすでに見たように、52年及び55年法

によって先買権と地券の併用を認めるなどし、そして最終的には1862年のホームステッド法によって一面「現実移住者」に次第に有利な公有地政策を実施してきたように思われる。しかし他面、このワセカ郡のインディアン居留地処分に見られる如く、事実上現実移住者の入植を妨げ、土地投機を助長促進するような土地政策を同時に行っていたのである。それは実際の開拓農民に土地を売却しようとする政策原理に明らかに矛盾するものであった。

5. 公有地の鉄道付与 (1857年法)

実際の開拓農民に西部公有地を開放するという政策原則に矛盾するもう一つの事例が、州内の鉄道建設を促進援助する目的で鉄道建設業者に膨大な公有地を無償で譲渡する政策であった。ワセカ郡においても全体の約13.5%, T 105・R 22に至っては実に約8,330エーカー、36%余りが鉄道付与地として処分された(第4図参照)。第3表及び第4表からも明らかなように、インディアン居留地を除けば、先買権による取得の著しく低い所はいずれも鉄道付与地の割合の高いことに気づく。

ミネソタにおける鉄道建設援助のためのこの公有地付与政策は1851年に始まる。当時のミネソタ准州議会は連邦政府に対してセント・ポールからミルウォーキまでの鉄道建設を援助するために、土地譲渡を請願した。これに対して連邦政府は、1854年准州南部からセント・ポール経由でスベリオル湖方面に向かう鉄道建設援助のために准州に対して敷設鉄道の両側6マイル内の奇数番号のセクションを付与した。この法律は同年に廃棄されたが、しかし1857~66年までに同様の目的でミネソタに譲渡された公有地は総計800万エーカー

注 (39) Gates, *History of Public Land Law Development*, pp. 436~437. ditto, "The Role of the Land Speculator in Western Development". *Landlords and Tenants on the Prairie Frontier*, Ithaca & London, 1973; Allan and Margaret Bogue, "Profits and the Frontier Land Speculator", *The Journal of Economic History*, Vol. XVII, No. 1, 1957, pp. 1~24. Billington, R. A., "The Origin of the Land Speculator as a Frontier Type", *Agricultural History*, Vol. 19, No. 4, 1945, pp. 204~212.

一以上に達した。⁽⁴⁰⁾

ワセカ郡において適用された同種の立法は1857年3月3日法であった。これによって連邦議会は鉄道建設擁護者の要求に応え、ミネソタに対して鉄道建設のための用地を与えた。これは鉄道通行権内の公有地の両側6セクションの幅で一つ置きごとのセクションを1,167マイル、総計448万1,280エーカーを譲渡するものであった。しかし実際の建設はSt. Paul & Pacific Railroad Company—Minnesota & Pacific 鉄道として組織される——がセント・ポールからセント・アンソニーまでの10マイルの鉄道を敷設した1862年まで行われなかった。ワセカ郡においては、同郡上半分を横断するWinnona & St. Peter 鉄道が1863年に建設工事を開始し、1873年までにRochester, Owatonna, Waseca, St. Peter を通りNew Ulmまで達した。他方ワセカ郡のはぼ東半分を縦断する格好のMinneapolis & St. Louise 鉄道は、ずっと遅れ1871年にわずか27マイルを完成しているにすぎなかった。しかし、ミネソタ州全体では1873年までに1900マイルの鉄道が敷設されていた。⁽⁴¹⁾

こうした鉄道会社への公有地付与政策が移住者の入植を著しく困難にしたことは、それが単に彼らの利用できる土地を減じたためのみではなかった。鉄道付与地内の一般移住者に開放された偶数セクションは政府最低価格の2倍 double-minimum price の2.5ドルで売却されたのである。従って、先買権ないしホームステッド法で申請できる面積も、この鉄道付与地内の公有地では通常⁽⁴²⁾の2分の1の80エーカーに制限されることになった。これが鉄道敷設地内の先買権による公有地取得面積の著しく少ない原因でもあった。

ところで、鉄道付与地の割合が高い所はまた地券による取得率が高いことに気づかれるであろう。先に見たように、Joseph M'Cutchen, Eugene A. Smith, John Stile, Kendall Thomas らの主に地券によって多くの土地を取得した者達は、実はこの周辺の土地を

中心に買い占めを行ったのである。土地投機業者にとって鉄道沿線の土地は高く売れるため極めて魅力的であった。

ワセカ郡において地券は先買権と併用することで移住者の経済的負担を軽減することに役立ったことはすでに述べたが、反面しばしば土地投機の具として利用されたことが指摘されている。事実、こうしたことを危惧して地券の譲渡の禁止=投機的利用の阻止を立法化しようとする動きが早くから議会内に見られたのである。⁽⁴³⁾ こうした配慮が正当なものであったことをここに端的に見ることができる。

公有地の鉄道建設業者への付与は、第1に実際の移住者が実質的に獲得しうる土地を削減したことによって、第2にその高価格政策によって、第3にこれらの結果移住者の手に渡らなかつた土地を投機の対象とする機会を造り出したことによって、実際の開拓農民の入植を著しく困難にしたのである。言うまでもなく、これはまた自営農の創出及び彼らに基づく西部開拓の促進という政策原則と相矛盾する政策であった。

結 論

以上、ワセカ郡を取り上げて、公有地政策の実施運用の結果たる公有地処分を検討してきた。それによれば同郡の公有地処分にあたって特に重要な政策=土地法は、先買権と地券の併用を認めた1855年法、ウイネバゴ・インディアン居留地の売却を規定した1863年法、そして最後に鉄道への公有地付与を認めた1857年法であった。約80% (地券による取得を含めれば、87%余り) のワセカ郡公有地がこれらの3つの土地法の下で処分されたのである。

そこで、これらの3つの立法が、その実施運用面から見てどのような結果を生み出したのか、各立法相互の関係はいかなるものであったのか等を検討することが本稿の課題であった。

注 (40) Orfield, Matthias Nordberg, *Federal Land Grants to the States with Special Reference to Minnesota*, Minneapolis, 1915, p. 151. なお Henry, R. S. "The Railroad Land Grant Legend in American History Texts", *Mississippi Valley Historical Review*, Vol. 32, No. 2, 1945, p. 195. によれば1850~1943年までにミネソタにおける鉄道付与地は995万3,008エーカー、州面積全体の18.5%に達した。

(41) Jarchow, op. cit., pp. 72-73.

(42) *U. S. Statutes at Large*, Vol. 11, pp. 195-197.

(43) Jarchow, op. cit., p. 42, p. 53, p. 54. O'Callaghan, op. cit., p. 166. Gates, *History of Public Land Law Development*, p. 257.

(44) Gates, op. cit., p. 271, pp. 273-274.

西部公有地処分に関する一考察

まず、先買権と地券を併用することを承認した1855年法は、同郡公有地処分にあって最も重要な土地法であり、この法律の下で50%余りが取得された。同法は地券の譲渡を可能にした点で、しばしば土地投機を促進するものとみなされてきた。そして事実、鉄道付与地内の公有地ではこうした現象が認められたのであるが、郡全体としては、むしろこの立法の意義は、先買権と地券を組み合わせて使うことを承認した点が強調されるべきである。これにより先買権者は、公有地をかなり安く手に入れることができたのである。この立法が先買権法からホームステッド法に至る「現実移住者」主義＝自営農創出とそれに基づく西部開拓政策の原理と合致していたことを理解することは容易である。

これに対して、インディアン居留地の売却を行った1863年法は、信託譲渡地については先買権やホームステッド法を適用することを禁じ、また連邦政府所有地については高評価額で売却することを規定することによって、事実上開拓農民の移住を制限することに結果し、土地投機家の好餌となった。同郡最大の土地取得者の買い占めた土地がここであったことがこれを端的に物語っている。

実際の移住者の入植を妨げたもう一つの立法が、公有地の鉄道付与を規定した1857年法であった。前述した如く、これは第1に一般移住者の利用できる公有地を削減することによって、第2に高価格の土地売却によって、最後にこうして開拓農民の利用を制限された公有地を土地投機家の手に委ねる機会を提供したことによって、現実移住者による公有地の容易な利用機会

を著しく損った。

この意味で連邦公有地政策は、首尾一貫した政策体系と考えられるべきではなく、相矛盾した「性質の異なる土地法の寄せ集め」であり、「不調和の体系」であったと結論づけることができる。

ところで、トラクト・ブックは公有地の第1次取得者について知ることができるのみであり、その後の土地の売買移転については追うことができない。例えば、ワセカ郡の公有地取得に重要な役割を果たした先買権者がどのような性格の移住者であったのか、言い換えれば彼らは取得地に住みつき営々と自営農場を経営していったのであろうか、それともしばしば指摘されている如くすぐに転売した小土地投機業者 *settler-speculator* であったのだろうか。また大土地取得者は、その土地をどう利用したのか、小地片を高価格で後から来る開拓民に売却したのだろうか、それとも大規模な借地制を導入したのだろうか。そしてまた鉄道業者は、その付与地をどのように利用したのだろうか。このように公有地処分時の第1次取得者からさらに時間の枠を広げて、その土地の利用状況を検討していく時、公有地処分方法＝土地法による経済的効果の相違、地域的特質をより一層鮮明に、従って公有地政策の意義についてより一層理解を深めていくことができるであろう。しかし史料の性質上、こうした興味深い事柄について検討していくことは不可能である。これについてはさらに今後の課題としたい。

(慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程)